
令和元年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和元年6月20日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

令和元年6月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第51号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第2 議案第52号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第53号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第55号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第57号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第58号 築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第59号 築上町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第10 議案第60号 築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第61号 築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第62号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(追加分)
- 日程第13 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第51号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第2 議案第52号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第53号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第5 議案第55号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第57号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第58号 築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第59号 築上町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第10 議案第60号 築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第61号 築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第62号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(追加分)
- 日程第13 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員 (12名)

1番	宗	晶子君	2番	小林	和政君
3番	鞆野	希昭君	4番	池亀	豊君
5番	工藤	久司君	6番	宮下	久雄君
9番	田村	兼光君	10番	塩田	文男君
11番	武道	修司君	12番	丸山	年弘君
13番	田原	宗憲君	14番	信田	博見君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君

会計管理者兼会計課長	……………	永野 賀子君
総務課長	…………… 元島 信一君	財政課長 …………… 椎野 満博君
企画振興課長	…………… 種子 祐彦君	人権課長 …………… 神崎 博子君
税務課長	…………… 今富 義昭君	住民課長 …………… 吉川 千保君
福祉課長	…………… 首藤 裕幸君	産業課長 …………… 鍛冶 孝広君
建設課長	…………… 神崎 秀一君	都市政策課長 …………… 竹本 信力君
上下水道課長	…………… 福田 記久君	総合管理課長 …………… 石井 紫君
環境課長	…………… 武道 博君	学校教育課長 …………… 野正 修司君
生涯学習課長	…………… 古市 照雄君	監査事務局長 …………… 横内 秀樹君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第51号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第51号令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） おはようございます。報告をさせていただきます。

議案第51号令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、幼児教育・保育無料化に伴う電算システムの改修の委託料、下城井小学校空調機器整備に伴う実施設計施工管理の委託料の補正などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第51号令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正予算の所管項目について慎重に審査した結果、老朽化した施設の解体費、農地中間管理機構関連整備事業による圃場整備、防災・安全交付金事業による椎田駅前北口駅前広場整備等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第52号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第52号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第52号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、旧被扶養者減免の見直しに伴うシステム改修費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第52号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第53号

日程第4. 議案第54号

日程第5. 議案第55号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第3、議案第53号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第5、議案第55号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第55号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第53号から議案第55号まで、委員長の報告を求めます。信田産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） **議案第53号**築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、築上町高齢者・若者活性化センター「愛椎の館」を解体し、条例を廃止することにより使用料条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第54号築上町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、国際交流員の任用が決定し、報酬額を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案について慎重に審査した結果、原案のとおり決定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

日程第3、議案第53号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第53号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第54号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第55号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第56号

日程第7. 議案第57号

日程第8. 議案第58号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第6、議案第56号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、議案第58号築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第58号まで一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第56号から議案第58号まで、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） **議案第56号**築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童支援員認定資格研修についての研修者の資格者拡大をするため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第57号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令の公布に伴い、連携施設の確保が困難な場合の対応について、規定の経過措置期間等を見直すため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第58号築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、学校教育法の改正による資格要件の改正に伴い、資格要件の拡大と上水道と簡易水道の統合により文言等の項目を削除するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可

決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第6、議案第56号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第56号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第57号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第57号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第58号築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

します。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第58号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第59号

日程第10. 議案第60号

日程第11. 議案第61号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第9、議案第59号築上町森林環境譲与税基金条例の制定についてから、日程第11、議案第61号築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長に報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第61号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第59号から議案第61号まで、委員長の報告を求めます。信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） **議案第59号**築上町森林環境譲与税基金条例の制定について。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林の整備等に必要な資金を積み立てることであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定について。

本案は、築上町高齢者・若者活性化センター「愛椎の館」を解体することに伴い、条例を廃止

することであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号 築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定について。

本案は、築上町森林とのふれあい施設「ビラ・パラディ」を解体することに伴い、条例を廃止することであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、日程第9、議案第59号築上町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第60号築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第60号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第61号築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第61号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第62号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第62号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第62号公の施設に係る指定管理者の指定について。

本案は、越路地区学習等供用施設を施設が所在する自治会への指定管理をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第62号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第13、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終わりました。会議を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。

6月7日に第2回築上町町議会定例議会を招集いたしまして、2週間にわたる慎重審議をいただきまして、全議案可決をいただきまして、大変ありがとうございます。今議会を最後に、皆さん方の任期が一応定例会については満了ということで、最後の定例会になりました。

そして、宮下議員については勇退をということで、されるようでございます。この場をかりて、本当に宮下議員、御苦労さまでございました。

あとの皆さんは、再度7月28日の町会議員選挙に出馬するということを伺っておるところでございます。

そういうことで、また皆さん、選挙には頑張ってくださいながら、再登壇していただくことを、皆さん、楽しみにしておるところでございますので、頑張ってくださいと思います。

それから、本当に雨を心配しておりましたが、先般の土日で大分雨量があつて、田植えはほぼ完了いたしましたところでございますし、一安心でございますが、まだ梅雨入りの宣言がないというふうなことで、何か異常気象で、ちょっと例年と違う気象状況でございますけれど、雨をもう少し期待しなければ、あと田んぼを養う水が足りなくなるのではなからうかなということで、懸念しておるところでございますので、そういう気象的なことをちょっと期待をしながら、本当に

町政の中で農業を今一番、田んぼの大事な時期でございますので、これも天候待ちという形しかないんですけども、本当にまだ期待をしておるところでございます。

それでは、本当に皆さん、4年間ありがとうございました。これを皆さんに、お礼にかえさせていただきたいと思います。

それでは、今後、皆さんの御健勝、それから御活躍を期待しながら、閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで、令和元年第2回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時24分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員